

東日本高速道路株式会社  
令和3・4年度  
競争参加資格審査（定期受付）のご案内  
【工事】

令和2年10月1日

東日本高速道路株式会社  
あなたに、ベスト・ウェイ。



## 目 次

### 第1編 令和3・4年度競争参加資格審査について

1. 競争参加資格審査について
2. 令和3・4年度競争参加資格について
3. 令和3・4年度競争参加資格審査申請・認定スケジュール

### 第2編 定期受付と随時受付

1. 定期受付とは
2. 定期受付に関する留意事項
3. 随時受付とは

### 第3編 インターネット一元受付について

1. インターネット一元受付とは
2. インターネット一元受付の留意事項

### 第4編 郵送受付について

1. 定期受付期間における郵送受付とは
2. 郵送受付の留意事項
3. 申請書作成にあたって
4. 申請書の送付先・申請に関する問い合わせ先
5. 申請に必要な書類と注意点
6. 申請書記載の内容に変更が生じた場合について

# 第1編 令和3・4年度競争参加資格審査について

## 1. 競争参加資格審査について

- ◆ 当社の事業は公共性の高い事業であることから、入札・契約の手続については公平性・透明性の確保が必要です。
- ◆ 当社が発注する工事はその内容が多岐に渡っており、工事等の規模・内容に応じて、多数の建設業者等の中から確実な履行能力を有する競争参加者を公正かつ効率的に選定するため、競争参加資格審査を行っています。
- ◆ 当社の競争参加資格審査の詳細については、ホームページにて公表している令和3・4年度工事等の競争参加資格審査事務処理要領（以下、『要領』といいます。）をご確認ください。  
要領は、下記でご覧いただけます。

<https://www.e-nexco.co.jp/bids/stipulation/>

## 2. 令和3・4年度競争参加資格について

- ◆ 令和3・4年度において、当社が発注する工事の入札手続に参加を希望される方は、あらかじめ『令和3・4年度競争参加資格審査』の申請を行い、認定を受けている必要があります。
- ◆ 認定された資格の取下げは、申請者の自由です。ただし、当該取消の日から令和5年3月31日までの間、当該者の同工種における再度の審査及び認定は行いませんので、ご注意ください。  
※合併や分割等の手続きを伴う場合は、この限りではありません。
- ◆ 認定通知書の発行及び通知は行っておりませんので、競争参加資格の登録状況・業者コードについては、当社ホームページ『有資格者情報検索システム』よりご確認ください。

## 3. 令和3・4年度競争参加資格審査申請・認定スケジュール

- ◆ 『令和3・4年度競争参加資格審査』は、令和3年4月1日に認定を行う『定期受付』と令和3年5月1日以降に毎月1回認定を行う『随時受付』を実施します。

	定期受付	随時受付
	インターネット一元受付	郵送申請
R2.10.1	令和3・4年度競争参加資格審査制度に関するお知らせ	
R2.11.2	パスワード配布開始	
R2.12.1	申請書等の受付開始	
R2.12.28 R3.1.15	パスワード配布終了 申請書等の受付終了	
R3.2.1		郵送申請受付開始（随時） ※R3.2.1～R3.4.15までの受領分はR3.5.6認定。
R3.4.1	競争参加資格認定（予定）	以降は毎月15日までの受領分を翌月第1営業日（予定）認定。
R3.5.6 R5.3.31		競争参加資格認定（予定）
		令和3・4年度競争参加資格の有効期限

## 第2編 定期受付と隨時受付

### 1. 定期受付とは

- ◆ 定期受付とは、該当する競争参加資格の開始日（令和3・4年度においては、令和3年4月1日）に認定するために、一定の期間を設け、その期間中に申請を受付けることをいいます。
- ◆ 平成31・32年度競争参加資格審査より定期受付の申請方法は、原則「インターネット一元受付」のみとなっています。ただし、次のいずれかに該当する場合は、インターネット一元受付を利用することはできませんので、文書郵送方式での申請となります  
◎経常建設共同企業体（以下、「経常JV」という。）に係る申請の場合。  
◎事業協同組合で特例計算を希望する場合。

### 2. 定期受付に関する留意事項

- ◆ 要領第7条に定める欠格要件に該当する場合のほか、下記に該当する方は、定期受付の申請はできません。  
申請の際には欠格要件及び下記に該当しないかについて、よく確認のうえ、申請してください。  
◎合併会社等で新たに申請を行う場合  
(合併等の後、既に平成31・32年度の隨時受付にて再認定を受けている場合は除く。)  
◎会社更生法に基づく更生手続き開始決定を受けた者、もしくは、民事再生法に基づく再生手続き開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合

上記に該当する方で令和3・4年度競争参加資格審査の申請を希望される方は、後日お知らせする『令和3・4年度競争参加資格審査（隨時受付）のご案内』をご確認いただき、隨時受付にて申請していただくようお願いいたします。

### 3. 隨時受付とは

- ◆ 隨時受付とは、定期受付期間終了後に受付を開始（令和3年2月1日予定）し、令和3年5月から毎月1回隨時に認定手続きを実施することをいいます。
- ◆ 随時受付は「郵送受付」のみです。
- ◆ 最初の随時受付の認定日は令和3年5月6日（木）の予定です。
- ◆ 随時受付の手続については、後日お知らせする『令和3・4年度競争参加資格審査（随时受付）のご案内』をご確認ください。

## 第3編 インターネット一元受付について

### 1. インターネット一元受付とは

- ◆ 申請者の負担軽減等のため、国土交通省の主催するインターネット一元受付に参加している各機関（計23機関）に対して、原則として一つのデータで全ての機関に対する申請を行える方法です。
- ◆ 国土交通省をはじめとする公共工事発注機関のうち、申請を希望される機関が複数ある場合でも、インターネット画面上で共通の競争参加資格審査申請書を作成し、1回の手続きで申請が可能です。
- ◆ 申請に必要な書類も少なく、1式ご準備いただくだけで、申請を希望される複数の機関に対し有効です。

### 2. インターネット一元受付の留意事項

- ◆ インターネット一元受付に関する概要、申請書の作成方法、申請に必要な書類、その他については、本書に記載するほか、下記ホームページでご確認ください。

◎インターネット一元受付に関するホームページ [令和2年11月2日(月)開設予定]

ホームページアドレスはこちら ⇒ <https://www.pqr.mlit.go.jp/>

	パスワード配布	審査申請書等の作成	審査申請書等の受付
R2.11.2	受付開始	作成開始	
R2.12.1			受付開始
R2.12.28	受付終了		
R3.1.15		作成終了	受付終了
R3.4.1	令和3・4年度競争参加資格認定日		

- 1) パスワード配布期間 令和2年11月2日(月)～令和2年12月28日(月)
- 2) 審査申請書等の作成期間 令和2年11月2日(月)～令和3年1月15日(金)
- 3) 審査申請書等の受付期間 令和2年12月1日(火)～令和3年1月15日(金)
- 4) 競争参加資格認定日 令和3年4月1日(木)

### ◆ インターネット申請ヘルプデスク

◎インターネット申請に関するお問い合わせは下記宛にお願いいたします。

TEL: 052-307-5968

ヘルプデスク設置期間: 令和2年11月2日(月)～令和3年1月15日(金)

ヘルプデスク受付時間: 平日 9:00～17:00

(ただし、土日・祝日及び年末年始(12月29日(火)～1月3日(日))を除く。)

## 第4編 郵送受付について

### 1. 定期受付期間における郵送受付とは

- ◆ 定期受付期間中に、インターネット一元受付に対応していない申請をする場合、当社が指定する様式で申請書を作成し、必要書類を添付し郵送にて申請することをいいます。

### 2. 郵送受付の留意事項

- ◆ 郵送による申請(届出)の際には、必ず本書にてお知らせしている当社指定の様式を使用してください。他社の様式で申請をいただいた場合には、手続きに応じかねますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 申請書類の持参による受付は行いません。  
申請の際には、書留等追跡可能な郵送手段を利用のうえ、郵送受付として申請してください。  
※宅急便・書留等、追跡可能であれば手段の指定はありません。
- ◆ 郵送受付で申請をされる方は、認定期間内、必ず申請書類一式の写しを保管しておいてください。  
※認定前に当社から、申請に関する内容を確認する場合があるほか、追加工種を希望されるような場合等にも必要となる場合があります。
- ◆ 郵送途中での書類の紛失等について、当社は一切の責任を負いかねます。
- ◆ 申請書類をお送りいただく際の封筒の表には『令和3・4年度資格審査申請書在中』と記載してください。
- ◆ 申請書類の返却には応じられません。(添付資料は、全て写しで問題ありません。)
- ◆ 申請書及び添付書類に記載されている事項については、競争参加資格の認定に使用する以外、申請者に無断で使用することはできません。
- ◆ 他社宛の申請をお送りいただいた場合は無効(破棄)とさせていただきます。  
また、お送りいただいた他社宛の申請書類を転送するなどのご要望にも応じかねます。  
手続の公平性確保のため必要な措置でございますので、予めご了承ください。
- ◆ **申請書類等の送達に関するお問い合わせや受領印の返送には応じかねますので、送達の確認が必要な場合は、郵送時の追跡結果をもって確認してください。**  
**※返信用封筒・ハガキが同封されていた場合でも、返却はできません。**

### 3. 申請書作成にあたって

- ◆ 申請書類の記載事項の基準日は、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前に受けた経営事項審査の審査基準日(ただし、「営業所一覧表」については申請日現在)とします。
- ◆ 当社専用の様式で作成してください。
- ◆ 行政書士等が申請者に代わって申請する場合は、必ず委任状を添付のうえ、申請してください。
- ◆ 申請書様式はカラーですが、モノクロ(白黒)で申請していただいても構いません。
- ◆ 株式会社等、法人の種類は下記の略号を使用してください。

略号	種類	略号	種類	略号	種類
(株)	株式会社	(名)	合名会社	(企)	企業組合
(有)	有限会社	(同)	協同組合	(合)	合同会社
(資)	合資会社	(業)	協業組合	(責)	有限責任事業組合
(一財)	一般財団法人	(一社)	一般社団法人	(公財)	公益財団法人
(公社)	公益社団法人	(特財)	特例財団法人	(特社)	特例社団法人

#### **4. 申請書の送付先・申請に関する問い合わせ先**

- ◆ 申請書の送付・郵送申請に関するお問い合わせは下記にお願いいたします。

«郵送申請先及び問い合わせ先»

〒100-8979

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビルディング

東日本高速道路（株） 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

資格審査担当 宛

TEL : 03-3506-0214 FAX : 03-3506-0346

問い合わせ受付時間：9：00～12：00 及び 13：00～17：00

（ただし、土日・祝日及び年末年始を除く。）

#### **5. 申請に必要な書類と注意点**

- ◆ 当社のホームページより申請書様式をダウンロードのうえ、必要な添付資料と併せて、下記の受付期間内に、上記4に記載している申請書の送付先宛に書留等の追跡可能な郵送手段にて送付してください。

郵送申請受付期間 令和2年12月1日（火）～令和3年1月15日（金）

※令和3年1月15日（金）までの消印を有効とし、令和3年1月16日（土）以降の消印の書類は、全て隨時受付として取り扱いますので、ご了承ください。

## 【事業協同組合の申請方法】

### ◆ 申請に必要な書類

- 1) 競争参加資格審査申請書（工事）【様式 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5】
- 2) 共同企業体等調書【様式 7】
- 3) 総合評定値通知書の写し（事業協同組合及び全ての審査対象者分）
- 4) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも『加入』又は『適用除外』となった事実を証明する書類（総合評定値通知書の社会保険等の加入状況に『未加入』の保険がある場合のみ）
- 5) 適用除外誓約書（上記 3）において、『適用除外』の場合のみ）【様式 11】
- 6) 納税証明書の写し（事業協同組合及び全ての審査対象者分）
- 7) 官公需適格組合証明書の写し  
(資格審査特例の適用を希望する場合のみ)
- 8) 下記の内容を記した資料（様式は任意とします）
  - 審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名
  - 組合定款（様式自由）
  - 役員名簿（様式自由）
  - 組合員名簿（様式自由）
- 9) 委任状（行政書士等が代理申請を行う場合のみ）【様式 8】

※上記の順番にクリップ等でまとめて、1部提出してください。

※資格審査特例の適用を希望する場合には、事業協同組合及び各審査対象者の年間平均工事高を合計した金額で記載をしてください。

### ◆ 申請に必要な書類についての注意点

◎共同企業体等調書【様式 7】は、官公需適格組合の証明を受けている場合で、かつ資格審査特例の適用を希望する場合のみ作成してください。

### ◆

◎納税証明書の写しは、申請をする日の3ヶ月以内の日付のものでなければなりません。

法人の場合⇒「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書  
(国税通則法施行規則別紙第 9 号書式その 3 の 3)

※未納税額の記載がある場合には、納税済みを証明する領収書等を添付してください。

個人の場合⇒「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書  
(国税通則法施行規則別紙第 9 号書式その 3 の 2)

※未納税額の記載がある場合には、納税済みを証明する領収書等を添付してください。



項目		記載内容
01	区分	<p>下記のうち、該当する区分を選択（又は記入）してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1:新規 ⇒ 当社（日本道路公団時代を含む）に対し資格審査申請を初めて行う場合</li> <li>・2:更新 ⇒ 過去に一度でも当社（日本道路公団時代を含む）の資格登録を行ったことがある場合</li> </ul> <p>※定期受付による申請時は「3:工種追加」「4:資格追加」「5:合併等」「6:再認定」を選択することはできません。</p>
02	業者コード	<p>○当社ホームページの有資格者情報検索システムにて 10 桁の番号を確認し、記載してください。</p> <p>○令和 3・4 年度資格審査において、当社に有資格登録をしていない方は、お問い合わせください。</p> <p><u>※01で『新規』を選択した方は、記載不要です。</u></p>
03	建設業許可番号	事業協同組合の建設業許可番号を記入してください。
04	適格組合特例	定期受付において、郵送受付による申請が可能な場合は、適格組合特例を希望する場合のみです。 適用希望に○を付してください。
05	本社（店）郵便番号	事業協同組合の本社（店）所在地の郵便番号を記入してください。
06	法人番号	<p>○特段、事業協同組合として法人番号の指定を受けている場合のみ記入してください。</p> <p>○「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）第 58 条第 1 項又は第 2 項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号（13 桁）を記入してください。</p>
07	本社（店）住所	事業協同組合の本社（店）住所を記入してください。
08	商号又は名称	<p>○事業協同組合の名称を記載してください。</p> <p>○法人の種類を表す文字は、「(同)」を用いることとし、3 文字として記入してください。（『(』、『)』をそれぞれ 1 文字として記入する。）</p>
09	役職	事業協同組合の代表者の役職名を記載してください。
	代表者氏名	<p>○事業協同組合の代表者氏名（個人名）を記入してください。</p> <p>○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は 1 文字空けてください。</p>
10	担当者氏名	<p>○この申請についてのご担当者名を記載してください。</p> <p>○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は 1 文字空けてください。</p>
11	本社（店）電話番号	事業協同組合の本社（店）の電話番号を記載してください。
12	担当者電話番号	この申請についての連絡先を記載してください。
13	本社（店）FAX 番号	事業協同組合の本社（店）の FAX 番号を記載してください。
15	メールアドレス	ご担当者のメールアドレスを記載してください。
16	申請代理人	行政書士等が申請者の代わりに代理で申請する場合に記載・押印してください。
17	外資状況	外資系企業の場合には記載してください。
18	事業年数（年）	事業協同組合及び審査対象者の申請書の直近の総合評定値通知書における営業年数の平均年数（その年数に年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を右詰めで記載してください。
19	総従業員数（人）	申請日の直近の総合評定値通知書に記載されている審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のものの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のものの数を加えた数を事業協同組合及び審査対象者の総職員数の合計値を記載してください。

◎様式1-2の記載に関する補足

工種毎完成工事高内訳表																	(単位：千円)	
申請希望(○ or △)																	希望工種数:0	
競争参加資格希望工種区分	土木工事	土木補修工事	舗装工事	PC橋上部工工事	鋼橋上部工工事	橋梁補修工事	建築工事	電気工事	通信工事	管工事	塗装工事	造園工事	道路付属物工事	機械設備工事	受配電設備工事	交通情報設備工事	その他	許可業種年間平均完成工事高
建設業法上の建設工事																		
01 土木一式																	例②	
02 建築一式																		
03 大工																		
04 左官																		
05 とび・土工・コンクリート																		
06 石																		
07 屋根																		
08 電気																		
09 管																		
10 タイル・れんが・ブロック																		
11 鋼構造物																	例①	
12 鉄筋																		
13 舗装																	X	
14 しゅんせつ																		
15 板金																		
16 ガラス																		
17 漆喰																		
18 防水																		
19 内装仕上																		
20 機械器具設置																		
21 熱被線																		
22 電気通信																		
23 造園																		
24 さく井																		
25 建具																		
26 水道施設																		
27 消防施設																		
28 清掃施設																		
29 解体																		
その他																		
希望工種合計																	0	

1 総合評定値通知書に記載されている「建設業法上の建設工事」ごとの年間完成工事高を、当社の定める「競争参加資格希望工種区分」に分割もしくはそのまま転記してください。総合評定値通知書完成工事高合計

2 最右列に記載されている「許可業種年間平均完成工事高」は、総合評定値通知書における「建設業法上の許可業種」ごとの年間平均完成工事高と同一にしてください。

3 【申請区分が「工種追加」以外の場合】申請を希望する工種について、「競争参加資格希望工種区分」の上部(「申請希望(○ or △)」欄)に「○」を記入してください。

【申請区分が「工種追加」の場合】競争参加資格希望工種区分の上部(「申請希望(○ or △)」欄)に、既認定工種には「○」を、今回追加を希望する工種には「△」を記入してください。

- 1) 灰色の網掛け欄には実績の計上はできません。  
例①) 許可業種：「13 舗装」の完工工事高を、土木工事の実績として計上することはできません。
  - 2) 申請を希望する工事種別のうえ部（「申請希望」欄）に「〇」を記入してください。
  - 3) **添付していただく総合評定値通知書の許可業種毎の完工工事高に実績があり、かつ申請を希望する工事種別に振り分けてください。**  
※他公共機関で得た実績については、当社において該当する工事種別に計上してください。  
例②) 許可業種：建築一式の完工工事高に建築工事の実績があるが、建築工事の申請を希望しない場合は、「その他」欄に計上する。  
総合評定値通知書の完工工事高が「〇」でも、経営事項審査の総合評定値（P）の通知を受けていれば対応する工事種別の申請をすることができます。  
その際には、完工工事高は「〇」を記入してください。
  - 4) 許可業種毎の合計欄（水色網掛け欄）は、総合評定値通知書の各許可業種完工工事高と一致させてください。
  - 5) 「申請希望」欄右端の「希望工種数」が、申請を希望する工種の数と一致しているか確認してください。
- 7) **様式 1-2 のピンク網掛け欄（2箇所）については、計上できる実績額が下記のとおりとなりますので、記載する際にはご注意ください。**
- ◎工事種別：PC 橋上部工工事 ⇒ 許可業種：「01 土木一式」のうちプレストレストコンクリートの完工工事高と同額またはそれ以下の額。  
◎工事種別：鋼橋上部工工事 ⇒ 許可業種：「11 鋼構造物」のうち鋼橋上部の完工工事高と同額又はそれ以下の額。

◎様式 1-2 記載例

様式 1-2 「令和3・4年度 東日本高速道路株式会社申請用(法人・個人事業者、事業協同組合用)

[業者コード] 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 [商号又は名称] \* \* \* \* \* (株) [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]

工種毎完成工事高内訳表

(単位:千円)

申請希望(O or Δ)	O	O	O	O	O		O	O	O			O	O	O	O	O	希望工種数: 13	
競争参加資格希望工種区分	土木工事	舗装工事	PC橋上部工事	鋼橋上部工事	構梁補修工事	建築工事	電気工事	通信工事	管工事	塗装工事	造園工事	道路付属物工事	機械設備工事	受配電設備工事	交通情報設備工事	土木補修工事	その他	許可業種年間平均完成工事高
01 土木一式	280,500		120,000		50,000							30,000			100,000		580,500	
02 建築一式															492,000		492,000	
03 大工																		
04 左官																		
05 とび・土エ・コンクリート	300,000											200,000			100,000		600,000	
06 石																		
07 屋根																		
08 電気							200,000								100,000		300,000	
09 管								469,000									469,000	
10 タイル・れんが・ブロック																		
11 鋼構造物		150,000															150,000	
12 鉄筋																		
13 製造		0															0	
14 しゅんせつ																		
15 板金																		
16 ガラス																		
17 塗装																		
18 防水															40,000		40,000	
19 内装仕上																		
20 機械器具設置												1,800					1,800	
21 熱絶縁																		
22 電気通信					219,500								200,000				419,500	
23 造園																		
24 さく井																		
25 透見																		
26 水道施設							25,000										25,000	
27 消防施設															72,000		72,000	
28 清掃施設																72,000		
29 解体															110,500		110,500	
その他																	3,260,300	
希望工種合計	580,500	0	120,000	150,000	50,000		200,000	219,500	494,000			230,000	1,800	100,000	200,000	200,000	714,500	3,260,300

1 総合評定値通知書に記載されている「建設業法上の建設工事」ごとの年間完成工事高を、当社の定める「競争参加資格希望工種区分」に分割もしくはそのまま転記して

総合評定値通知書完成工事高合計

3,260,300

2 最右列に記載されている「許可業種年間平均完成工事高」は、総合評定値通知書における「建設業法上の許可業種」ごとの年間平均完成工事高と同一にしてください。

3 【申請区分が「工種追加」以外の場合】申請を希望する工種について、「競争参加資格希望工種区分」の上部(「申請希望(O or Δ)欄」)に「O」を記入してください。

【申請区分が「工種追加」の場合】「競争参加資格希望工種区分」の上部(「申請希望(O or Δ)欄」)に、既認定工種には「O」を、今回追加を希望する工種には「Δ」を記入してください。

総合評定値通知書の完成工事高と様式 1-2 の「許可業種年間平均完成工事高」は、必ず一致させる。

総合評定値通知書

建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高	
		N年平均	評点(X1)
土木一式	aaa	580,500	
プレストレストコンクリート	bbb	120,000	
建築一式	ccc	492,000	
大工			
左官			
とび・土エ・コンクリート	ddd	600,000	
法面処理	eee	100,000	
石			
屋根			
電気	fff	300,000	
管	ggg	469,000	
タイル・れんが・ブロック			
鋼構造物	hhh	150,000	
鋼構上部	iii	150,000	
鉄筋			
舗装	jjj	0	
しゅんせつ			
板金			
ガラス			
塗装			
防水	kkk	40,000	
内装仕上	lll	1,800	
機械器具設置			
熱絶縁			
電気通信	mmm	419,500	
造園			
さく井			
建具			
水道施設	nnn	25,000	
消防施設	ooo	72,000	
清掃施設			
解体	ppp	700,000	
とび・土エ・コンクリート(経過措置)	qqq	110,500	
その他			
合計		3,260,300	

総合評定値通知書に記載の合計を、様式 1-2「総合評定値通知書完成工事高合計」に転記する。

様式 1-2「希望工種合計」の合計(オレンジ着色部、緑色破線囲み)は、経審の合計と端数処理の関係で合致しないことがあるので、その際は、希望工種合計(黄色着色部)が単純に足し合わされた数値となっているかを確認する。

#### ◎様式 1-3 の記載に関する補足

様式1-3 [令和3・4年度 東日本高速道路株式会社申請用(法人・個人事業者、事業協同組合用)]

#### 業態調査(希望する工事エリア・工事の内容)

記載要領

- 1 希望する工事エリア・工事の内容については、希望する「工事エリア」(各発注機関)に対し、希望する工事種別の「工事内容」(コード:A~I)が、それぞれ該当する箇所に「〇」を記入してください。
  - 2 希望する工事内容は、様式1-2において希望した工事種別に該当するものであれば、複数を選択できます。
  - 3 様式1-2において希望した工事種別の欄以外には、「〇」を記入しないでください。仮に記入されていた場合は、「無効」として処理しますのでご注意ください。
  - 4 希望する工事エリアは、当社(NEXCO東日本)の本社・支社・工事事務所・管理事務所が所属する各発注機関の区域(支社単位)です。なお、本社発注の場合は「開車」が工事エリアになります。

(希望する工事の内容／選択するコード一覧)

1) 様式 1-2 で申請希望の○を記入した工事種別については、本様式において希望する工事エリア及び工事の内容を 1 つ以上選択してください（複数選択可）。

#### ◎様式 1-4 の記載に関する補足

様式1-4【令和3・4年度 東日本高速道路株式会社申請用(法人・個人事業者、事業協同組合用)】

業者コード

商号又は名称

業態調書(技術者情報)

検定種目	級別・種別	人數
建設機械施工技士	一級	
	二級	
土木施工管理技士	一級	
	二級	
	土木 鋼構造物塗装 薬液注入	
建築施工管理技士	一級	
	二級	
	建築 躯体 仕上げ	
電気工事施工管理技士	一級	
	二級	
管工事施工管理技士	一級	
	二級	
電気通信工事施工管理技士	一級	
	二級	
造園施工管理技士	一級	
	二級	

技術部門	選択科目・資格区分コード	人數
建設	「鋼構造及びコンクリート」 その他	
農業	「農業農村工学」	
電気電子部門	—	
機械	「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」 その他	
上下水道	「上下水道及び工業用水道」 その他	
森林	「林業・林産」 「森林土木」	
衛生工学	「水質管理」 「廃棄物・資源循環」 その他	
建築士	一級建築士 二級建築士 木造建築士	
建築設備士	—	

技術部門	選択項目	人數
総合技術監理部門	「鋼構造及びコンクリート」 建設部門に係る選択科目のうち「鋼構造及びコンクリート以外のもの」	
	「農業農村工学」	
	電気電子部門に係る選択科目	
	「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」	
	機械部門に係る選択科目のうち「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」以降	
	「上下水道及び工業用水道」	
	「上下水道部門に係る選択科目のうち「上下水道及び工業用水道」以外のもの」	
	「林業・林産」	
	「森林土木」	
	「水質管理」	
	「廃棄物・資源循環」	
	衛生工学に係る選択科目のうち「水質管理」、「廃棄物・資源循環」以外のもの	

技術部門	選択項目	人數
電気主任技術者	第一種電気主任技術者 第二種電気主任技術者 第二種電気主任技術者	
電気工事士	第一種電気工事士	
無線技術士	第一級陸上無線技術士 第二級陸上無線技術士	
総合無線通信士	第一級総合無線通信士 第二級総合無線通信士	
電気通信主任技術者	伝送交換 線路	
浄化槽設備士	—	

その他設計技術者資格

R	専門とする部門	人數
C	道路	
C	鋼構造及びコンクリート	
M	その他	

合計

必ず記入してください	実人数
	監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数

- 1) 施工管理技士について、1級及び2級の同資格を有している場合は、上位の等級にのみ計上してください。  
2) 「実人数」欄は、必然的に「合計 ≥ 実人数」となります。  
3) 対象となる技術者がいない場合は、「合計」欄・「実人数」欄ともに「0」を記入してください。

#### ◎様式 1-5 の記載に関する補足

## 様式1-5 [令和3・4年度 東日本高速道路株式会社申請用(法人・個人事業者・事業協同組合用)]

業者コード

### 商号又は名称

# 營業所一覽表

記載要領

- 1 本表は、申請日時点において作成すること。  
2 「営業所名称」欄には、全ての支店等営業所を記載すること。  
3 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。  
4 「電話番号」欄及び「FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載すること。この場合においては、市外局番、市内局番及び番号を、「-(ハイフン)」で区切り記載すること。

- 1) 申請日現在の状況で作成してください。
  - 2) 「番号」欄には「1」から連番で記載し、1枚で終わらない場合は、同一の様式を用いて複数枚作成してください。
  - 3) ビル名や階の記載は不要です。

◎様式7の記載方法

様式7【令和3・4年度 東日本高速道路株式会社申請用(事業協同組合用)】

業者コード

商号又は名称

共同企業体等調書(元請完工高)

建設工事の種類	元請完成工事高											※評点 (Z)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	合計
01 土木一式												
02 建築一式												
03 大工												
04 左官												
05 とび・土エ・コンクリート												
06 石												
07 屋根												
08 電気												
09 管												
10 タイル・れんが・ブロック												
11 鋼構造物												
12 鉄筋												
13 舗装												
14 しゅんせつ												
15 板金												
16 ガラス												
17 塗装												
18 防水												
19 内装仕上												
20 機械器具設置												
21 熱絶縁												
22 電気通信												
23 造園												
24 さく井												
25 建具												
26 水道施設												
27 消防施設												
28 清掃施設												
29 解体												
合 計												

1)「元請完成工事高」欄に、総合評定値通知書等の「元請完成工事高」欄に記入されている建設工事の種類別の元請完成工事高を、事業協同組合及び審査対象者毎に、①から⑪の書く欄にそれぞれ転記してください。

## 【経常 JV の申請方法】

### ◆ 申請に必要な書類

- 1) 競争参加資格審査申請書（工事）【様式 2-1、2-2、2-3、2-4】
- 2) 総合評定値通知書の写し（各構成員分）
- 3) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも『加入』又は『適用除外』となった事實を証明する書類（総合評定値通知書の社会保険等の加入状況に『未加入』の保険がある場合のみ）（各構成員分）
- 4) 適用除外誓約書（上記 3）において、『適用除外』の場合のみ）【様式 11】
- 5) 納税証明書の写し（各構成員分）
- 6) 経常建設共同体協定書【様式 6】の写し 及び 出資比率がわかる書類
- 7) 委任状（行政書士等が代理申請を行う場合のみ）【様式 8】

※上記の順番にクリップ等でまとめて、1 部提出してください。

### ◆ 申請に必要な書類についての注意点

◎納税証明書の写しは、申請をする日の3ヶ月以内の日付のものでなければなりません。

法人の場合⇒「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書  
(国税通則法施行規則別紙第 9 号書式その 3 の 3)

※未納税額の記載がある場合には、納税済みを証明する領収書等を添付してください。

◎経常 JV の場合、構成員の総合評定値を合算等して経営事項評価を行う場合がありますが、経常 JV に対し行っていた特別加算措置は平成 19・20 年度競争参加資格審査以降、実施しておりません。

◎様式 2-1 記載に関する補足

様式2-1 [令和3・4年度 東日本高速道路株式会社申請用(経営JV用)]

01 区分	1 : 新規	2 : 更新	3 : 工種追加
	4 : 資格追加	5 : 合併等	6 : 再認定

02 業者コード	.....
03 建設業許可番号	-

## 競争参加資格審査申請書(工事)

令和3・4年度において、貴社で行われる工事の契約に係る競争に参加するために必要な資格の審査を申請します。  
なお、以下のとおり宣言するとともに、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

- ・令和3・4年度工事等の競争参加資格に関する要領(以下、「要領」という。)第7条に定める欠格要件に該当しないこと。
- ・経営建設共同企業体にあっては、要領第8条3号ア及びウからコの要件を満たしていること。
- ・要領第9条第3項に定める資格審査特例の適用を求める事業協同組合にあっては、要領第9条3項及び4項の要件を満たしていること。

令和 年 月 日 申請書提出日を記載してください。

東日本高速道路株式会社 殿

04 構成員情報

	(名称)	(業者コード)	(建設業許可番号)
構成員1	.....	.....	.....
構成員2	.....	.....	.....
構成員3	.....	.....	.....

05 本社(店)郵便番号 ..... - .....

06 法人番号 .....

フリガナ

07 本社(店)住所

フリガナ

08 商号又は名称

09 役職

フリガナ

代表者氏名

11 本社(店)電話番号

13 本社(店)FAX番号

15 メールアドレス

(16 代理申請時使用欄)

16 申請代理人

17 外資状況

1 外国籍会社 [国名: .....	2 日本国籍会社 [国名: .....] (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名: .....] [国名: .....] (外資比率: %) (外資比率: %)
-----------------------	--------------------------------------	---

構成員ごとの業者コードと建設業許可番号を記載してください。

また、代表者とする「名称」を○で囲ってください。



10 担当者氏名

12 担当者電話番号

社印または申請代理人印どちらか一方を必ず押印してください。



申請代理人電話番号

18 営業年数 ..... 年

19 総職員数 ..... (人)

項目		記載内容
01	区分	<p>下記のうち、該当する区分を選択（又は記入）してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1:新規 ⇒ 当社（日本道路公団時代を含む）に対し資格審査申請を初めて行う場合</li> <li>・2:更新 ⇒ 過去に一度でも当社（日本道路公団時代を含む）の資格登録を行ったことがある場合</li> </ul> <p>※定期受付による申請時は「3:工種追加」「4:資格追加」「5:合併等」「6:再認定」を選択することはできません。</p>
02	業者コード	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当社ホームページの有資格者情報検索システムにて10桁の番号を確認し、記載してください。（新規申請時は不要）</li> <li>○令和3・4年度資格審査において、当社に有資格登録をしていない方は、お問い合わせください。</li> </ul>
03	建設業許可番号	共同企業体での申請では記入不要です。
04	構成員情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経常JVの構成員について、名称・許可番号及び、単体として当社に登録したことがある構成員は、単体としての業者コードを記載してください。</li> <li>○代表者とする「名称」を○で囲ってください。</li> </ul>
05	本社（店）郵便番号	代表構成員の主たる営業所の郵便番号を記載してください。
06	法人番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特段、経常JVとして法人番号の指定を受けている場合のみ記入してください。</li> <li>○「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第58条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号（13桁）を記入してください。</li> </ul>
07	本社（店）住所	代表構成員の主たる営業所の住所を記載してください。
08	商号又は名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経常JVの名称（協定書と同じ名称）を記載してください。</li> <li>○法人の種類を表す文字は、「(共)」を用いることとし、3文字として記入してください。（『(』、『)』をそれぞれ1文字として記入する。）</li> </ul>
09	役職	代表構成員の代表者の役職を記載してください。
	代表者氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○代表構成員の代表者氏名（個人名）を記載してください。</li> <li>○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字空けてください。</li> </ul>
10	担当者氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○この申請についてのご担当者名を記載してください。</li> <li>○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字空けてください。</li> </ul>
11	本社（店）電話番号	代表構成員の主たる営業所の電話番号を記載してください。
12	担当者電話番号	この申請についての連絡先を記載してください。
13	本社（店）FAX番号	代表構成員の主たる営業所のFAX番号を記載してください。
15	メールアドレス	ご担当者のメールアドレスを記載してください。
16	申請代理人	行政書士等が申請者に代わり代理で申請する場合に記載・押印してください。
17	外資状況	外資系企業の場合には記載してください。
18	事業年数（年）	経常JVの申請では記載不要です。
19	総従業員数（人）	経常JVの申請では記載不要です。

◎様式2-2 記載に関する補足

工種毎完成工事高内訳表														(単位 : 千円)				
申請希望(O)														希望工種数:0				
競争参加資格希望工種区分	土木工事	土木補修工事	舗装工事	PC橋上部工事	鋼橋上部工事	橋梁補修工事	建築工事	電気工事	通信工事	管工事	塗装工事	造園工事	道路付属物工事	機械設備工事	受配電設備工事	交通情報設備工事	その他	許可業種年間平均完成工事高
建設業法上の建設工事																		
01 土木一式																		
02 建築一式																		
03 大工																		
04 左官																		
05 とび・土工・コンクリート																		
06 石																		
07 屋根																		
08 電気																		
09 壁																		
10 タイル・れんが・ブロック																		
11 鋼構造物																		
12 鉄筋																		
13 舗装																		
14 しゅんせつ																		
15 板金																		
16 ガラス																		
17 塗装																		
18 防水																		
19 内装仕上																		
20 機械器具設置																		
21 熱絶縁																		
22 電気通信																		
23 造園																		
24 さく井																		
25 建具																		
26 水道施設																		
27 消防施設																		
28 清掃施設																		
29 船体																		
その他																		
希望工種合計																	0	

1 総合評定値通知書に記載されている「建設業法上の建設工事ごとの年間完成工事高を、当社の定める「希望工種区分」に分割もしくはそのまま転記してください。」 総合評定値通知書完成工事高合計

2 最右列に記載されている「許可業種年間平均完成工事高」は、総合評定値通知書における「建設業法上の許可業種ごとの年間平均完成工事高」と同一にしてください。

3 「競争参加資格希望工種区分」の上部(「申請希望(O)」欄)に「O」を記入してください。

## 【その他の申請方法】

- ◆ 1. ~5. に該当しない申請については、下記宛までご相談ください。

«問い合わせ先»

〒100-8979

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビルディング

東日本高速道路（株） 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

資格審査担当 宛

TEL : 03-3506-0214 FAX : 03-3506-0346

問い合わせ受付時間：9：00～12：00 及び 13：00～17：00

（ただし、土日・祝日及び年末年始を除く。）

## 6. 申請書記載の内容に変更が生じた場合について

- ◆ 申請後、申請内容に変更が生じた場合には、後日お知らせする『令和3・4年度競争参加資格審査の変更届について』をご確認ください。

## 【電子入札システムへの登録のお願い】

東日本高速道路株式会社の電子入札システムでは、「電子入札コアシステム」を採用しています。当社の電子入札システムの利用にあたっては、事前に「利用者登録」の手続きが必要となりますので、「利用者登録」が未了の方は、当社電子入札システムへの「利用者登録」手続きをお願いします。

<電子入札システムについてはこちらをご参照ください>

<https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/>